

# 平成30年度 太田市立木崎中学校いじめ防止基本方針

平成30年9月 改訂

## 1. 「木崎中学校いじめ防止基本方針」の策定

本校は、文科省のいじめ防止基本方針及び群馬県いじめ防止基本方針を参酌し、本校の実態のもとに、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「木崎中学校いじめ防止基本方針」として以下に定める。

## 2. 組織

- ・本組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報をもとに、組織的に対応できるようにする。
- ・本組織は、「木崎中学校いじめ防止基本方針」の策定や見直し及び本校で定めたいじめの取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等についてPDCAサイクルで検証を行う。
- ・本組織の構成員は、次の通りである。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年の学年主任、各学年の生徒指導担当、養護教諭、学校評議委員、スクールカウンセラーで構成する。

## 3. 内容

### (1) いじめの防止のための取り組み

- ・いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組んでいく。
- ・未然防止の礎として、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていく。集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える学校の雰囲気をつくっていく。
- ・教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払っていく。
- ・生徒会において、いじめ防止フォーラム、太田市いじめ防止子ども会議に参加し、先進的な取組をしている学校から学び、自分たちのいじめ防止活動の改善に努めていく。

### (2) 早期発見・早期対応の在り方について

- ・「いじめ一報制」により、組織としていじめを把握し、早期発見に努める。
- ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい、けんかを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。教職員はこのことを認識し、ふざけ合いやけんかであっても、生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断していく。些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階から的確にかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することに心がけていく。

- ・日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保っていく。
- ・月に1度実施するコミュニケーションチェック(いじめアンケート)や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組んでいく。生徒用のコミュニケーションチェックで得られた情報は全教職員で共有する。生徒指導委員会を中心に指導方針を示し、改善・解消に向けて取り組んでいく。

### (3) いじめに対する措置

- ・いじめの発見、通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組んでいく。
- ・単に謝罪をもって安易に解消とせず、以下の2つの要件をもっていじめの解消を判断する。
  - ①少なくとも3ヶ月間、いじめが止んでいること。
  - ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

### (4) 組織等

#### ①教育相談部会の活用

- ・教育相談部会を中心とした取組とする。
- ・養護教諭やスクールカウンセラー、悩み事相談員等をいじめの相談・通報の窓口とする。

#### ②生徒指導委員会の活用

- ・生徒指導委員会を中心としていじめ防止等に関する取り組みも、毎週水曜日4校時の会議の中で話し合う。
- ・会議では、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などにかかわる情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いにかかわる情報があった時には、緊急に生徒指導委員会を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応・方針の決定と保護者との連携といった対応を、生徒指導委員会を中心として組織的に実施する。
- ・いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であるので、生徒指導委員会が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。そのため、教職員は、些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずにすべて生徒指導委員会に報告・相談する。
- ・生徒指導委員会に集められた情報は、個別の生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

#### ③校内研修について

- ・いじめへの対応にかかわる教職員の資質能力向上を図る取り組みとして、いじめに関する最新の情報提供や指導方法の紹介を含めた「いじめに関する研修」を学期に1度実施する。